

●香川県告示第548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年11月30日から同年12月21日まで一般の縦覧に供する。

平成19年11月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 西植田高松線（156号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市由良町字川西490番2地先 から 高松市由良町字川西481番2地先 まで	前	5.4~9.0	74	春日川河川激甚 災害対策特別緊 急事業に伴う迂 回路設置
	後	5.4~9.0	74	
		7.0~8.0	83	

- 4 供用開始の期日 平成19年12月1日